

令和6年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和6年11月11日（月） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

本庁舎1階101共用会議室・102共用会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、渡邊委員

【事 務 局】

財政局 資産管理部 岡田部長

資産管理部契約課 吉留課長、今野担当課長、

和田調整係長、中村土木契約係長、

柿野建築契約係長

【設計担当】

幸区役所 道路公園センター

星野課長、藤井課長補佐、

小笠原職員

高津区役所 道路公園センター

野村課長、中澤係長、

川野職員

まちづくり局 施設整備部

竹下担当課長、井田担当係長、

川崎病院再編担当

清水担当課長 増田担当係長、

まちづくり局 施設整備部

志田課長、佐々木担当係長、

長寿命化推進担当

石川職員

環境局 施設部施設整備課

上下水道局

神谷担当課長、遠藤課長補佐、

水管理センター水道施設管理担当

西村主任

上下水道局 総務部管財課

春林担当係長

交通局 企画管理部経理課

野川課長補佐

病院局 総務部経営企画室

梶職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの発注工事の抽出
事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 1名

7 発言の主な内容

事務局

[令和6年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

事務局

[議題（1）について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」（資料2）について報告

表示内容について説明（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課、随意契約の根拠法令及び、変動型最低制限価格算定経過等）

○「令和4・5年度くじ引きによる落札決定件数」（資料3）について報告

昨年度の委員会でいただいた意見を踏まえ、市長部局・上下水道局・交通局・病院局の各局において、令和4年度・令和5年度にくじ引きにより落札決定を行い契約した工事について、契約方法別・業種別にそれぞれの件数を報告

○「令和6年度上半期指名停止等一覧」（資料4）について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和6年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

渡邊委員

資料1の不調案件について、506件中52件が不調となっており、昨年度を見ても、同程度の不調割合で全体の約1割が不調となっていることについて、川崎市はこの数字は多いと考えているのか少ないと考えているのか。不調の原因として予定価格より高い価格での入札が行われていると思うが、市での予定価格の評価について、今後も検討が必要を感じる。また、10月1日から最低賃金の見直しが行われたが、それは予定価格の見直しに反映されているのか。

事務局

本市としても不調については、事業へ影響を及ぼすため、可能な限り少ない方が望ましいと考えており、不調となる要因を突き止め、不調となる数を減らすように努めている。

また、最低賃金の見直しについては、工事の案件では労務単価と最低賃金は別の考え方で算定されているため直接の影響はないが、社会状況として、労務費や資材の上昇があり、そういう内容については適切に予定価格に反映を行っている。

井町委員長

資料2の変動型最低制限価格方式を適用した案件について、16件あるが概ね、予定価格に対し最低制限価格が90%程度にまとまっている印象を受け、抽出事案1だと38者で競争が行われているが、16件、市として変動型最低制限価格方式を適用して、総括又は分析した結果があるか。

事務局	変動型最低制限価格方式を適用したすべての案件について、くじ引きを回避できている。今後については、今年度については試行を行い、入札に参加いただいている業者に対し、アンケート調査を行っており、集計を行い、その結果を踏まえ、今後の方向性を考えていく。
井町委員長	変動型最低制限価格方式の適用により入札参加者は増えているのか、それとも変わらないのか。
事務局	現在市では、業種「舗装」に変動型最低制限価格方式を適用しており、舗装の業種については参加業者の多い傾向にあるため、変動型最低制限価格方式の適用による影響ではないと考える。
井町委員長	全ての案件でくじ引きを回避したということだが、変動型最低制限価格方式を適用しなければくじ引きになっていた可能性が高かったのか。
事務局	採用している舗装の工事については、積算の基準等を公表している状況であるため、くじ引きになっていた可能性が高い。
渡邊委員	変動型最低制限価格方式を適用しても参加業者数に影響はないとの回答であったが、今回の抽出案件1の参加業者数はとても多いが、変動型最低制限価格方式を適用せずとも同程度の入札参加業者数となつたのか。
事務局	抽出案件1の舗装の業種に関しては川崎市への業者の登録数も多い業種の種類となっており、変動型最低制限価格を適用しなくても舗装の業種ではこの程度の参加業者数が見込まれる。
渡邊委員	資料3について、くじの件数が多く、同じ金額での入札が多いということになり、市の予定価格が積算を行えばわかるためこのようなことが生じているが、それで公平な入札と呼べるのか。業者ごとの強み等で金額が決定されるのではなく、積算で入札が行われてしまう算定方法について、どう考えているか。
事務局	くじの数については数が多くなってしまっている一方で、積算についての競争性と公平性の観点において、設計の内容が全く見えないことは逆に問題となる。公平な競争を行うという意味で土木の工事については、積算基準に準ずる形で予定価格を算出している。また、くじ件数が多いことは本市としても把握しているところであり、変動型最低制限価格の適用を行い、今後も引き続き検証を続けていきたいと考えている。
渡邊委員	資料4について、4番の工事中に負傷者を生じさせたとあるが、具体的にどのような事故で、どの程度の負傷だったのか。
事務局	工事の仮復旧を行っている場所において、市民の方が仮復旧を行っている塗装の段差に躊躇転倒し、手の甲を骨折した案件。
渡邊委員	資料4の7番について、正当な理由なく履行せずとあるが、正当な理由なくとは、どのような経緯があったのか。
事務局	事案の概要として、本案件は個人契約であり、仕様書に書かれた規格のものを納品できなかつたため、契約解除となった。具体的には、水道関係の納品であり、協会に品質の検査で合格を受けたものを納品する必要があるが、検査の認定を受けたものを納品できず、納期の遅延等を行

ったうえでも納品が困難であったことから、契約解除となった。業者に関するところでは、問屋と業者との間での見積の作成について、差異があり納品のできないものについてはできないと回答し、納品が可能なものについては、見積の提出を行うルールで長年行っていたが、今までの方法とは別の形で見積の提出があり本件の結果につながった。業者にも落ち度がないわけではないため、第4条第3項を適用し1/2の6ヶ月での指名停止の判断となった。

渡邊委員 最終的にはほかの業者へ依頼を行ったのか。

事務局 市で再度発注をかけ、問題なく別の業者から納品が行われた。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題（2）について]

議題（2）の「令和6年4月1日から令和6年9月30日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「市道南加瀬32号線道路補修（打換）工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「市道南加瀬32号線道路補修（打換）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 変動型最低制限価格の算定方法について、最初に予定価格を超過しているものについては、無効な札として考えるということであつてはいるか。

事務局 その通り。

渡邊委員 予定価格より高い価格の札は無効札となってしまうと思うが、変動型を入れたとしても、予定価格が低すぎて不調を避けることには繋がらないということで間違いないか。

事務局 変動型を採用する前に予定価格や最低制限価格を前提にした制度であるため、有効札がない場合は変動型を採用する余地がない。

渡邊委員 変動型の案件について、入札比率が90%前後と低い数字に感じるが、これは変動型にかかわらず、変動型を適用したこれらの案件については、この程度の数字となるのか。

事務局 推測になるが、変動型を適用する前の最低制限価格は、従来の案件同様、積算基準が明確であることから業者にて正確に積算が可能と考えられるため、標準偏差をとる以上大きく金額を上乗せしようとすると、偏差の範囲に収まらない恐れがあることから、業者も金額の上乗せに慎重となり、入札比率が抑えられていると考える。川崎市が参考とした名古屋市でも、変動型を適用した案件については、適用していない案件に比べて、落札率は低く抑えられていることを確認している。

井町委員長 最低制限価格を変動させる制度であるため、予定価格は関係なしに最低

	制限価格が変動し、くじが回避されているということで間違いないか。
事務局	その通り。
井町委員長	それを踏まえ38者のうち、1者が辞退し、37者が応札に参加し、その中で標準偏差の計算で1者が無効となったということで間違いないか。
事務局	その通り。
井町委員長	残りの36社で競争を行い、変動型最低制限価格の算定経過書においては入札の金額の低い順番に並んでおり、17番目の「高津建材興業」が落札したという理解で間違いないか。
事務局	その通り。
井町委員長	変動型を適用する前の最低制限価格は1,143万円だが、変動型を適用しなければ38社が1,143万円を積算できるということか。
事務局	そのように推測される。
井町委員長	仮定の話となるが、変動型を適用しない場合、38者のほとんどが1,143万円で応札を行い、多くの業者数でくじ引きになることが想定されるか。それとも2~3者程度のくじ引きで済むのか。
事務局	入札参加者が比較的多い業種であり、今年度に変動型を適用していない同業種では、20~30者でのくじ引きが行われているところである。
井町委員長	本案件でも変動型を適用しなければ、相当数の業者数でのくじ引きの可能性があったということか。
事務局	そのような理解で間違いない。
井町委員長	入札の金額を見ると、過去の案件や他の案件では、10,000円単位や1,000円単位で0が並ぶ入札が多かったが、1の位まで金額が入っている業者が多い。これは変動型である程度、最低制限価格が上がることを念頭に作成いただいている関係でこのような数字がでるということか。
事務局	変動型は各業者が最低制限価格を予想する必要があり、計算の過程で1の位まで金額を入れる業者もいれば1,000円単位の業者もいる。
井町委員長	入札金額の低い順に並べて17番目の業者が落札しているが、落札業者より低い金額を入札した、16社については、安い金額で入札したにも関わらず変動型を適用した結果、落札ができなかつたことになるが入札に参加した業者はこのような可能性があることについて理解いただいているということで間違いないか。
事務局	周知を行ったうえで変動型の適用を行い、計算方法等についても公開を行っているため、十分に理解をいただいていると認識している。また、アンケートを実施しているため、参加業者の意見については今後、精査していく。
井町委員長	16者から意見として、安い金額を入れたが落札を行えなかつたことについての意見が出る可能性があるということか。
事務局	アンケートの自由記述で意見をいただく可能性はある。

井町委員長	変動型最低制限価格の算定経過書にある計算方法については、川崎市が参考としている名古屋市も同様の計算方法を用いているのか。
事務局	計算方法は同様となっている。
井町委員長	変動型について調べると、各自治体で計算方法等が異なるが、他の自治体の計算方法等については確認を行っているか。その中で名古屋市を参考としている理由は何か。
事務局	いくつかの自治体を参考としており、代表例としては平均型最低制限価格を採用している自治体が多く、こちらについては、偏差ではなく単純な平均をとて最低制限価格を変動させる方法であるが、金額のばらつきにより、札の幅次第で最低制限価格が大きく変動してしまう関係で本市では標準偏差を用いた変動型を採用している。また、名古屋市を参考としている理由としては政令指定都市や川崎市と近い規模の自治体を調べていく中で、名古屋市や札幌市が標準偏差での計算方法を適用しており、中でも相当数の実績のある名古屋市を参考とするに至った。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○一般競争入札の抽出事案「高津区内平瀬川護岸改修（その6）工事」の入札条件・落札結果等について説明 [一般競争入札の抽出事案「高津区内平瀬川護岸改修（その6）工事」の事務局の説明に対する質疑について]
渡邊委員	発注情報詳細にある入札参加者資格のうち、「下請け契約に関する誓約書」の下線の部分「本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請け契約の請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となることは、法令上認められません。」について説明をお願いしたい。
事務局	建設業法で定められており、4,500万円以上の受注については、特定建設業の許可が必要となるが、下請契約の請負金額が4,500万円未満となる場合は一般建設業許可でも受注可能となる。
渡邊委員	その場合は、特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。という文言が適用されるということか。
事務局	金額に応じた、許可と技術者の配置が必要となる。
渡邊委員	特定建設業の許可を有している監理技術者とは具体的にはどのような資格を有しているのか。
事務局	例えば、土木工事では、1級の施工管理技士となる。土木の工事を行うにあたり、土木の技術者として1級の資格、2級の資格等があり、最上位の資格となっており、その中で一定の講習を受けることにより、監理技術者という形で工事の現場管理等を行うことができる。
渡邊委員	法律で定められていることなので仕方ないが、本案では4億340

	7万の大きな金額の工事であるが、特定建設業の許可を有しており、監理技術者を配置している業者であれば下請金額が4,500万円を超えるても良いとなる一方、落札している鹿島建設の低入札の説明書によると、協力会社にかなり依存している印象を受けるが、監理技術者を配置するだけで下請けをしっかりと把握できるということなのか。
事務局	特定建設業の許可を有し、監理技術者の配置をしていれば、下請け業者については、本市は関与しないところではあるが、工事する際には施工体制台帳を提出いただくことで、どういった業者が工事へ参加しているのかは各工事担当課が把握を行っている。
渡邊委員	市としてもしっかりと管理をしているということか。
事務局	現場に着手する際に、約款にも記載があるが施工管理体制等を意識し工事に臨んでいる。
井町委員長	工事の内容について、川の護岸の老朽化に伴い改修行為を行うものとあるが、どのような老朽化が生じているのか説明をお願いしたい。
設計担当	川の護岸に亀裂が入り、老朽化に伴い変状が生じているため、鋼管杭を圧入し、護岸の変状を抑える改修工事を行ったものである。
井町委員長	西松建設と鹿島建設が入札参加し、鹿島建設が落札しているが、低入札の調査が入り、調査の結果にあるように、「平瀬川護岸改修その4工事」「その5工事」を行ったことがあるため、低価格で入札できたという理解で間違いないか。
設計担当	その通り。
井町委員長	西松建設と鹿島建設で入札金額に30万円程度しか金額として差はなく、「平瀬川護岸改修その4工事」「その5工事」をとっていたことを理由にしているが、西松建設も同じような金額で入札を行っているため、鹿島建設が調査基準価格を下回っている理由としてどういったポイントがあるのか。
設計担当	鹿島建設にヒアリングを行っており、過年度に同じ業種、同じ内容の工事を鹿島建設には行っていただいていることが低価格での応札につながるポイントとなっており、一方で西松建設についても同じ業種で類似した工事として「その1工事」「その2工事」「その3工事」を行っており、西松建設についても当案件について精通しており、似たような金額での入札が可能であったと考えられる。
井町委員長	西松建設と鹿島建設の2社が今後永遠に落札するようと思うがそれについてはどう考えているか。
設計担当	公平性の観点から多数の競争性が必要と考えるが、一方で河川工事について都市化の進んだ河川の工事については、工事の技術的内容よりも地域への対応が求められる工事となっており、近隣住民への調整のノウハウが当該2者には十分に備わっており、他社については参加が難しくなっていることが考えられる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局	○一般競争入札の抽出事案「多摩病院病理検査室換気設備改修その他工事」の入札条件・落札結果等について説明
[一般競争入札の抽出事案「多摩病院病理検査室換気設備改修その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]	
渡邊委員	一般競争入札にもかかわらず入札が1者しかないのは何か理由があるのか。
設計担当	種目としては「冷暖房設備」が該当し、空調に関して詳しい業者を設定しており、機能状況としてもこれを満たす設計で作成しているためそれを見て、入札参加に消極的となっているかと推察する。また、当該案件は1度不調となっており、再度発注である。
渡邊委員	川崎市内ではこのような工事を受けることのできる業者が少ないということか。
設計担当	病院局発注工事のほか案件についても、当該落札業者である「研空社」が落札している状況である。
渡邊委員	今後も一者独占という形となるのか。
設計担当	病院局発注工事の案件について、経験値という面で他の案件より、参加意欲が下がる傾向にあると推察する。
渡邊委員	1度不調となったということだが、予定価格は上がったのか。
設計担当	見積の取り直しを行い、市場の単価を最新にして積算を行い、設計を見直した結果、予定価格が上がった。
井町委員長	病院局発注工事の案件では、他の案件と比較して難しい点があるのか。
設計担当	病院局発注工事の案件は調整事項が多く、患者様等もいる中で施設を運営した状態で工事を進める必要があり、それらの調整が難易度の高いポイントと考える。
井町委員長	ホルムアルデヒド濃度管理区分を常時3→1の工事とはどのような工事内容なのか。今回の入札参加業者が1者である理由は、ホルムアルデヒドが原因なのか、施工場所が病院である固有の問題なのか。
設計担当	病理検査室では病理診断のため、検査や手術で切除された組織をホルマリンに漬け、顕微鏡により検査を行っているが、ホルマリンにホルムアルデヒドが含まれている。本工事では、病理検査室の作業環境におけるホルムアルデヒド濃度0.1%未満（管理区分I）となるよう、必要十分な換気を行うと共に、検査及び保管機材の更新及び換気付写真撮影台の新設を行い、それに伴う換気風量の増加対応などを改修対象とした。今回の入参加業者が1者であったことについては、施工場所が病院固有であることに起因する部分は考えられるが、病院の施設機能を運営したまま工事を進める必要があるため、工事難易度が高いことが原因と考えられる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「橋出張所耐震補強その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「橋出張所耐震補強その他工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 開札状況について、不参加や辞退が多い理由について、どのような理由が考えられるか。

設計担当 推察となるが、耐震補強工事という少し特殊な工事名であるため、業者が参加を見送ったと考えられる。

渡邊委員 原則は再入札までで、再々入札は例外的な扱いであったと認識しているが、今回再々入札で落札となっている理由はなにか。

事務局 開札状況を鑑みて、再入札の開札時点で予定価格超過の業者が2者おり、再々入札までの実施が可能であったため、再々入札へ至った。

渡邊委員 再入札の金額と予定価格の金額の差を考慮して再々入札が決定するわけではないのか。

事務局 それも含めた開札状況、で判断している。

渡邊委員 落札したさくら建設は1回目の入札では、590万円で応札をしているが、落札時の金額は520万円となっており、当初業者が想定していた額より20%ほど金額が下がっているため、労働者の賃金や手抜き工事にならないかを市で十分に監督する必要があると考える。

井町委員長 耐震工事に対し業者の参加率が下がるのはなぜか。工事の内容の説明をお願いしたい。

設計担当 本工事では、耐震補強工事として、エントランス上の庇の梁をグラウド材で増し打ち補強を行った。また、階段部分の壁については、壁の中にコンクリートブロックがあり、そちらの撤去を行い通常の壁とする工事である。その他工事として、屋部分の塗膜防水工事を行った。

井町委員長 工事内容を聞く限り、難しい工事には感じないため、業者から理解を得ることができれば、業者の応札率も上がるよう感じる。耐震工事という工事名で工事内容を理解してもらえる工夫が必要と考える。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「堤根処理センター仮囲い設置工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「堤根処理センター仮囲い設置工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員	当案件は再発注の案件で間違いないか。
事務局	その通り。不調となり再度発注を行った案件である。
渡邊委員	再発注の際には、1度目の発注時から予定価格が上がっているのか。
設計担当	設計内容の見直しを行い、予定価格は上がっている。
井町委員長	もともとの予定価格はいくらか。
設計担当	1回目の発注時は、税抜きで320万円である。
渡邊委員	工事内容の見直しを行っているということだったが、それは1回目の工事内容では320万円では応札が見込めないため、工事内容を簡単にして、金額を上げたということで間違いないか。
設計担当	そのとおり。工事内容を追加し、金額についても見直しを行った。
井町委員長	入札の金額にバラつきがあるのはなぜか。
設計担当	推測になるが工事の施工規模が小さく、工事費や材料費等がおよそを占めているため、そのあたりの見込みに差が出たと推察する。
井町委員長	規模の小さい工事であれば、逆に金額は収束するように感じるが、バラつきの出た原因をもう少し詳しく推察できるか。
設計担当	材料費が多くを占めており、材料の発注時期や数量によって、業者ごとにバラつきが出たと推察される。
井町委員長	業者ごとに同じ工事をするうえでも材料費にバラつきが出るということなのか。
設計担当	その通り。材料には業者ごとの取引があるため、バラつきが生じる。
井町委員長	10者指名し、5者が応札、残りが辞退と不参加となっているが、どういった理由が考えられるか。
設計担当	本工事は小規模な工事であったため、他の大きな金額の工事と比較し応札が少なかったと推察される。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○随意契約の抽出事案「令和6年度生田浄水場排水処理施設加圧脱水機2号機修理工事」の入札条件・落札結果等について説明
[随意契約の抽出事案「令和6年度生田浄水場排水処理施設加圧脱水機2号機修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]	
渡邊委員	落札価格が低かったことは喜ばしいが、予定価格と落札価格の差が2,000万円以上の差が生じているが予定価格の設定に問題はなかつたのか。
設計担当	積算にあたり、材料費及び労務人工については見積額を採用しているため、こちらの積算額に差はないと考えているが、諸経費の部分について、水道工事標準積算基準書に則り金額を設定しているため、こちらで差が生じたと考えられる。
渡邊委員	工賃等の算出で差が生じているということか。
設計担当	設計総括表の直接工事費までが材料費及び労務費となり、それ以降の

	項目については積算基準を設けているため、差が生じていると考えられる。
渡邊委員	本工事は、一般的な上下水道局の工事の中では難しい工事ではないということか。
設計担当	工事内容が、難しいか簡単かの判断はしかねるが、自社製造機器のメンテナンスを行っているため、間接費の価格を小さく見積もることができないと推察される。また、2台ある機器であり、毎年交互に同様の工事を行っていることから小さく見積もりを行うことができていると考えられる。
渡邊委員	毎年、今後も同様の工事を発注するのであれば、もう少し低めの予定価格を検討することもあるのか。
設計担当	水道工事標準積算基準書の見直しから行う必要があるため、それを行ったうえで必要に応じて対応していく。
渡邊委員	基準書をフレキシブルに変えることは難しいのか。
設計担当	基準書は当案件のみを対象に作成されているものではないため、1件ごとに変更は難しいと考える。
井町委員長	1号機と2号機を毎年交互に工事を行っているという解釈で間違いないか。また今回は対応年月が8年周期のものも更新しているのか。
設計担当	その通り。ろ布については2年ごとに更新をしているが、そのほかの部分についても対応年月ごとに予定を立てて工事を行っている。
井町委員長	ろ布だけの場合だと今回の6,000万円のうち、どの程度なのか。
設計担当	機器費についてはろ布になるため220万程度とろ布をプリントする部品の金額をあわせたものである。
井町委員長	ろ布と合わせて何かしらの部品を付けて1つの工事として発注を行うということか。
事務局	その通り。部品の交換がない年もないことはないが基本的には予定に則り、必要な対応年月に応じて発注を行っている。
井町委員長	石垣メンテナンスが毎年低い金額で入札を行ってくれているが、石垣メンテナンスが市の高い予定価格に合わせて高い金額で入札を行ってくることはないのか。
設計担当	石垣メンテナンスの考え方の部分があるため、断言はできないが、今まででは低い金額での入札が続いている状況である。
井町委員長	随契であるため、他の業者へは頼めないのは承知であるが、競争性を確保する必要がある。石垣メンテナンスへ今後も随意契約を続けるうえで予定価格の相場を把握してしまっているため、高い経費での落札が可能となってしまうが、石垣メンテナンスは今のところ低価格での入札が行われている状況ということか。
設計担当	企業努力があり低い価格での入札が行われており、予定価格についても基準書に基づき必要な諸経費を積算しているため、このような状態が続いている。
井町委員長	制度的に高い金額での入札が可能であることが心配であるところ。

渡邊委員	落札がすべて終了した後に、予定価格等は公表されているのか。
事務局	市の入札情報かわさきのホームページで公表している。
渡邊委員	石垣メンテナンスは落札額が予定価格より大幅に低いことが把握できているということか。
事務局	その通り。
渡邊委員	毎年、予定価格と落札価格には、この程度の差があるのか。
設計担当	金額については案件ごとに違うが、率についてはこの程度である。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題（3）その他について]

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、案件抽出を行うことを確認。

○令和6年度前期の委員会の開催日について

令和7年7月8日（火）14時から委員会を開催することについて了承された。

[閉会]

井町委員長 それでは、これで令和6年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。